

答 申 書
(答 申 第 5 0 号)
平成 1 4 年 8 月 1 日

1 審査会の結論

北海道警察本部に係る平成4年度から平成9年度にかけての参考人に対する旅費の支給に関する旅費概算精算請求書を非開示としたことは妥当ではなく、別紙1の右欄の審査会の判断に基づいて開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関等の説明の要旨
別紙2のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書は、北海道警察本部における清掃委託会社への支払に関する平成4年度から平成9年9月までの支出命令書並びに北海道警察本部、各方面本部（ただし、函館方面本部を除く。）及び各警察署（ただし、札幌方面栗山警察署、夕張警察署、門別警察署及び静内警察署を除く。）における参考人に対する平成4年度から平成9年度にかけての旅費の支給に関する旅費概算精算請求書であり、また、同請求書には、別紙1の左欄の「本件公文書に記録されている情報」欄に掲げる情報が記録されている。

(2) 本件諮問事案における審議について

ア 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書のうち別紙3の整理番号1及び3の公文書については、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「新条例」という。）による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例（昭和61年北海道条例第1号。以下「旧条例」という。）第9条第1項本文（法人情報）に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分を行った。

その後、別紙3の整理番号1の公文書については、実施機関が平成10年2月24日に原処分の一部を撤回し、異議申立ての対象としていた支出命令額等の非開示情報を開示したことにより異議申立ての対象となる非開示情報が存在しなくなったことから、審議の対象とはしなかった。また、別紙3の整理番号3の公文書については、異議申立ての対象となっていない。

イ 別紙3の整理番号2及び整理番号4から13までに係る公文書については、旧条例第9条第2項第1号（公共安全情報）に規定する非開示情報及び第8条第1項本文（個人情報）に規定する非開示情報に該当するとして、また、別紙3の整理番号14から20までに係る公文書については、新条例第10条第1項第3号（公共安全情報）に規定する非開示情報及び同項第1号（個人情報）に規定する非開示情報に該当するとして、非開示決定処分を行った。

なお、別紙3の整理番号2及び整理番号4から20までの公文書（以下「本件公文書」

という。)に関する非開示決定処分(以下「本件処分」という。)に係る異議申立ては、同一人からの開示請求であって、平成4年度から平成9年度にかけてのいずれも参考人に対する旅費に係るものであるから、当審査会は併合して審議することとした。

ウ 平成13年11月19日に開催した北海道情報公開審査会で、実施機関及び参加人である北海道警察本部(以下「実施機関等」という。)は、本件公文書に記録されている情報がすべて非開示情報に該当する旨の主張を変更し、別紙1の中央欄の「実施機関等の主張の変更内容」欄に掲げるとおり、担当部局課名、用務地等は開示すると主張した。

エ 異議申立人は、本件処分の取消しを求めているが、実施機関等が主張を変更したことから、当審査会は、本件処分のうち実施機関等が主張を変更したことにより、非開示との主張を維持している項目についての非開示の妥当性を判断することとする。

(3) 旧条例第9条第2項第1号又は新条例第10条第1項第3号(公共安全情報)の該当性について

ア 旧条例第9条第2項第1号は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる旨定めている。

また、新条例第10条第1項第3号においても、旧条例第9条第2項第1号と同様に定めており、いずれかに該当する情報を以下「公共安全情報」と称する。

イ 本件における旅行者である参考人は、実施機関等の説明によれば、犯罪の被害者、目撃者、証拠品発見者等、捜査上重要な情報を保有している者としている。

確かに、警察は、犯罪捜査その他公共安全と秩序の維持に当たることを責務としており、その遂行のためには、一般市民である参考人の協力等が不可欠である。

参考人が自らの情報が明らかにされてしまうのではないかという懸念をいだかないよう、警察業務の遂行過程で得られる参考人からの捜査上の情報については、いうまでもなく、参考人の自らの情報についても、その情報の性質上、秘匿性は極めて高いものとする。

当審査会は、原則開示を趣旨とする条例の理念を念頭に置きつつ、他方、参考人の特殊性をも踏まえ、本件公文書に記録されている情報の内容を慎重に検討し、以下のとおり判断する。

ウ 氏名等情報について

(7) 実施機関等は、旅行者である参考人の氏名、住所、職業、請求者印及び領収印(以下「氏名等情報」という。)は、特定の個人を識別し得る情報であり、これらの情報が明らかになると、当該事件の参考人が特定され、被疑者や事件関係者からの報復など、当該参考人の生命・身体に危害が加えられるおそれがあり、また、参考人がこうした危害を受けることをおそれて、警察に協力することを拒むなど、警察活動に著しい支障が生ずるため、非開示とする必要があると主張する。

(イ) 氏名等情報は、事件に関する事情聴取のため、警察に出頭した参考人に係るものであるから、このような参考人として事情聴取されたという情報は、これを開示すると、被疑者や事件関係者など、警察を敵視する者や犯罪行為を企てる者等から報復などがなされることが予想され、当該参考人の生命、身体に危害が加えられ、又

はその地位若しくは正常な生活が脅かされるおそれがあると認められることから、氏名等情報は、公共安全情報に該当するものと判断する。

エ 口座等情報について

(7) 実施機関等は、口座振替払の振込先銀行名、支店名及び口座番号（以下「口座等情報」という。）については、参考人が任意に選定した銀行とその開設口座に関する情報であって、これらの情報は純粹に私生活上の情報であり、このような情報が明らかになると、当該事件の参考人が特定され又は推認され、被疑者や事件関係者からの報復など、当該参考人の生命・身体に危害が加えられるおそれがあり、また、参考人がこうした危害を受けることをおそれて警察に協力することを拒むなど、警察活動に著しい支障が生ずるため、非開示とする必要があると主張する。

(1) 口座等情報は、これを開示すると、ATM（現金自動預払機）を利用することなどにより容易に氏名が明らかになることから、ウの(イ)の氏名等情報で述べたとおり、被疑者や事件関係者からの報復等の危害を受けるなどのおそれがあると認められることから、口座等情報は、公共安全情報に該当するものと判断する。

オ 用務等情報について

(7) 実施機関等は、用務内容、旅行期間、請求年月日及び支出領収年月日（以下「用務等情報」という。）については、用務地を開示することとしたことから、具体的な事件名、旅行期間、請求年月日等が明らかになると、参考人が特定又は推認され、被疑者や事件関係者からの報復など、当該参考人の生命・身体に危害が加えられるおそれがあり、また、参考人がこうした危害を受けることをおそれて、警察に協力することを拒むなど、警察活動に著しい支障が生ずるため、非開示とする必要があると主張する。

(1) 用務地を開示することとしたことにより、事件を管轄する警察署が明らかとなり、仮に、用務内容、旅行期間、請求年月日及び支出領収年月日を開示すると、参考人が事情聴取のために旅行した時期や事件名が明らかとなる。

参考人の特殊性を考えると、用務等情報を開示すると、場合によっては、これらの情報と報道等から得られた情報や被疑者等が保有している情報とを組み合わせることにより、特定の個人が推認されることも考えられ、その結果、被疑者や事件関係者から報復等の危害を受けるなどのおそれがあることは否定できないことから、用務等情報については、公共安全情報に該当するものと判断する。

カ 支出金額等情報について

(7) 実施機関等は、金額（請求額）、旅費積算内訳欄に記録されている月日、出発地、到着地、車賃、鉄道賃、船賃、航空賃、路程及び運賃等の計(A)、日当日数、宿泊夜数、食卓料夜数、日当、宿泊料、食卓料及び日当・宿泊料等の計(B)並びに合計(A)+(B)(以下「支出金額等情報」という。)が明らかになると、参考人が特定され又は推認され、被疑者や事件関係者からの報復など、当該参考人の生命、身体に危害が加えられるおそれがある。また、参考人がこうした危害を受けることをおそれて、警察に協力することを拒むなど、警察活動に著しい支障が生ずるため、非開示とする必要があると主張する。

一方、異議申立人は、公金の支出額を開示することで公共の安全と秩序を維持するための警察活動に重大な支障が生ずるとは考えられない。また、公金の支出額を

開示することによって秘匿を前提とした警察に対する協力関係や信頼関係が損なわれるおそれや情報提供者を含めた関係者等の身に危害、不利益が生ずるおそれがありえないばかりか、全く無関係である旨主張する。

(イ) 月日、出発地及び到着地について

旅費積算内訳欄の月日欄は、旅行の行程に応じた月日が、出発地及び到着地欄は、参考人の居住地から用務地である警察署までの経路などが記録されている。

月日、出発地及び到着地を開示すると、参考人の居住地をはじめ、旅行時期などが明らかとなり、これらの情報と報道等から得られた情報や被疑者等が保有している情報とを組み合わせることにより、特定の個人が推認されることも考えられ、その結果、被疑者や事件関係者から報復等の危害を受けるなどのおそれがあることは否定できないことから、月日、出発地及び到着地については、公共安全情報に該当するものと判断する。

しかしながら、用務地を開示することとしていることから、出発地及び到着地欄のうち往路の最終到着地と復路の最初の出発地が出頭した警察署名や市町村名である場合には、用務地と同一の内容であるので非開示とする理由はない。

(ウ) 支出金額等情報(月日、出発地及び到着地を除く。)について

a 車賃、鉄道賃、船賃及び航空賃は、北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号。以下「旅費条例」という。)に基づき、それぞれの路程に応じて交通費を支給することとされている。路程欄は、旅行で利用した交通機関の運行距離が記録され、運賃等の計(A)は、参考人が出頭するために利用した出発地から用務地までの往復の交通機関の運賃の合計額が記録されている。

日当日数欄は日当を支払った日数が、宿泊夜数欄は参考人が出頭のために要した宿泊日数が、それぞれ記録され、日当及び宿泊料は、旅費条例別表第1の1の規定に基づき、旅行の日数等に応じて定額により支給される。

なお、食卓料夜数欄は、参考人が出頭のために飛行機又はフェリー等の船舶を利用し、当該飛行機又は船舶内で宿泊した場合の宿泊日数が記録され、食卓料は、日当及び宿泊料と同様に、旅費条例に基づき、宿泊料の代わりに水路旅行等の夜数に応じ一夜当りの定額により支給するものとされている。

日当、宿泊料等の計(B)欄は、参考人が出頭に要した交通費以外の費用の合計額が記録され、また、合計(A)+(B)欄は、参考人が出頭するために利用した出発地から用務地までの往復の交通機関の交通費及び日当、宿泊料等の費用の合計額が記録されており、金額(請求額)欄の金額と同額(以下「合計等情報」という。)である。

b 車賃、鉄道賃、船賃、航空賃及び路程並びに運賃等の計(A)(以下「運賃等情報」という。)を開示すると、利用した交通機関や運行距離が明らかとなり、旅行運賃は公知の情報でもあることから、これらの情報と報道等から得られた情報や被疑者等が保有している情報とを組み合わせることにより、特定の個人が推認されることが考えられ、その結果、被疑者や事件関係者から報復等の危害を受けるなどのおそれがあることは否定できない。また、食卓料夜数及び食卓料については、これを開示すると、利用した交通機関の一部が飛行機又は船舶であること、利用した飛行機又は船舶に宿泊したことが明らかとなることから、運賃等情報と同様のおそれがあることは否定できない。

c 本件公文書に私有車を利用した事例があるが、私有車利用の場合は、交通機関を利用した場合のように運賃や運行距離等の記載がないので、交通機関の場合よりも参考人が推認される蓋然性は低いといわざるを得ない。また、日当日数、日当、宿泊夜数、宿泊料及び日当、宿泊料等の計(B)については、その日数及び支給額の多寡により、参考人の居住地が用務地から近郊にあるのか、又は遠隔地にあるのが推測されるだけであり、このことから特定の個人が推認される蓋然性は私有車利用の場合と同様に低いといわざるを得ない。

しかしながら、支給事例のうち私有車利用の場合は、1日当の事例であるが、私有車利用の事例が年間で数件の実績しかない部署もあり、また、宿泊の事例も年間で数件の実績であることから、これらの情報を開示した場合、これらの情報と報道等から得られた情報や被疑者等が保有している情報とを組み合わせることにより、特定の個人が推認される蓋然性は否定できず、また、参考人に係る情報については、その情報の性質上、秘匿性が極めて高いことからすれば、このような情報を開示することにより、秘匿を前提として警察に協力していた参考人に多大な不安感を生じさせ、今後、協力が得られなくなるなど、警察活動に支障が生ずるおそれがあることも否定できない。

d 合計等情報については、これを開示すると、参考人が出頭に要した交通費及び日当、宿泊料等の費用の合計額が明らかとなり、当該情報と日当及び宿泊料等の差額から旅行運賃を知り得ることもできることから、これらの情報と報道等から得られた情報や被疑者等が保有している情報とを組み合わせることにより、運賃等情報と同様に特定の個人が推認されることも考えられ、その結果、報復等の危害を受けるおそれがあることは否定できない。

以上のことから、支出金額等情報(月日、出発地及び到着地を除く。)については、公共安全情報に該当するものと判断する。

(4) 旧条例第8条第1項本文又は新条例第10条第1項第1号(個人情報)の該当性について

ア 旧条例第8条第1項本文は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(法令及び他の条例の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。)が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨定めている。

また、新条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる情報は、非開示情報に該当する旨定めている。

新条例第10条第1項第1号に定める通常他人に知られたくないと認められる情報は、旧条例第8条第1項本文に定める情報にも該当するものであり(ただし、逆は必ずしも成り立たない。)、新条例第10条第1項第1号に該当する情報及び旧条例の特定個人情報に該当し、新条例第10条第1項第1号にあてはめた場合にも非開示情報となる情報について、以下「個人情報」と称する。

イ 実施機関等は、本件公文書に記録されている情報が明らかになると、これらの情報と被疑者等が持っている他の情報とを組み合わせることにより、参考人が特定又は推認されるものであり、当該参考人にとって、警察に協力しているか否かは私生活上の情報であって、通常他人に知られたくない情報であるため、非開示とする必要があると主張する。

ウ 本件公文書に記録されている情報については、出発地及び到着地欄のうち用務地と同一の内容である場合の往路の最終到着地と復路の最初の出発地（以下「用務地情報」という。）を除き、公共安全情報に該当し、非開示が妥当と判断したことから、仮に、本件公文書に記録されている情報を個別に判断し、個人情報の該当性を否定したとしても、非開示情報となるので、個人情報の該当性についての判断はするまでもない。

なお、用務地情報については、これを開示しても特定の個人が推認されるとは考えられず、公共安全情報に該当しないと判断したものであるから、個人情報にも該当しないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年 5月11日 ----- 平成10年 6月17日 ----- 平成10年 7月17日 ----- 平成10年 7月27日	諮問書の受理 実施機関から関係書類（ 諮問文、 異議申立書の写し、 理由説明書、 公文書非開示決定通知書及び公文書一部開示決定通知書の写し、 公文書開示請求書の写し、 異議申立ての概要、 対象公文書の写し）の提出
平成10年 6月 1日 (第 1回審査会)	新規諮問事案の報告 6件 (諮問番号3-1、 3-2、 5-1～5-4)
平成10年 7月 6日 (第 2回審査会)	新規諮問事案の報告 5件 (諮問番号50、 53、 55、 57、 58)
平成10年 8月 4日 (第 3回審査会)	新規諮問事案の報告 7件 (諮問番号75、 88～93) 北海道警察本部に係る同一の異議申立人からの他の諮問事案と併せて審議進行をすることを確認
平成13年 4月23日 (第38回審査会)	新条例の一部改正により、北海道警察本部が事案関係者から参加人となる。
平成13年9月10日 (第43回審査会)	本件諮問事案の審議を第一部会に付託
平成13年10月22日 (第一部会)	審議
平成13年11月19日 (第一部会)	参加人から資料（参考人旅費概算精算請求書の開示「非開示の考え方」と題する書面）の提出があり、これまでの主張を変更した。 審議
平成13年12月10日 (第一部会)	異議申立人から意見書の提出 審議
平成14年 1月15日 (第一部会)	審議
平成14年 2月 5日 (第一部会)	審議
平成14年 2月22日 (第一部会)	審議
平成14年 3月 4日 (第一部会)	審議

年 月 日	処 理 経 過
平成14年 3月18日 (第一部会)	審議
平成14年 4月15日 (第一部会)	審議
平成14年 5月27日 (第一部会)	審議
平成14年 6月17日 (第一部会)	審議
平成14年 7月8日 (第一部会)	審議
平成14年7月30日 (第47回審査会)	答申案審議
平成14年 8月 1日	答申